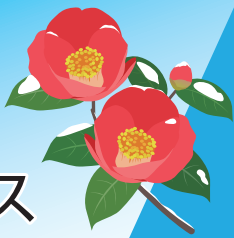


みらい川崎市議会議員団だより

しまだ和明 市議会 ニュース



令和6年冬号

発行

みらい川崎市議会議員団
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地
電話：044-200-3355
FAX：044-245-4135

令和6年市議会第4回定例会は、11月26日から開催され、議案34件（条例19件、事件10件、補正予算5件）が提案されました。12月5日には、みらい川崎市議会議員団の雨笠裕治議員（麻生区選出）が会派を代表して質問しました。私は、17日に一般質問に臨みました。そして、12月19日に全ての議案が可決の上で閉会しました。代表質問と嶋田和明議員の一般質問の概要などを報告します。

嶋田和明

プロフィール
KAZUAKI

- 1968年9月川崎市で生まれる。
- 1987年3月法政大学第二高等学校卒業
- 1991年3月法政大学経営学部経営学科卒業
- 1991年4月川崎市中学校社会科教諭
- 2000年4月川崎市体操協会事務局長・理事長
- 2018年4月川崎教育文化研究所所長
- 2021年4月(公財)川崎市スポーツ協会理事
- 2022年4月多摩教育文化研究所所長
- 2023年4月市議会議員選挙(多摩区)初当選
- 2023年4月総務委員、大都市税財政制度調整特別委員
- 2024年4月まちづくり委員(副委員長)、市都市計画審議会委員



みらい川崎市議会議員団の代表質問

Q

新たなミュージアムに関する 基本計画(案)について

11月21日文教委にて報告された基本計画(案)では、民間事業者へのサウンディング調査の結果、民間活用手法の詳細な検討を進めるとのことです。専門性の高い施設の指定管理のあり方も合わせて比較検討すべきだが、見解と対応を伺う。

A

今後、具体的な事業手法の決定に向けて、開設地である「生田緑地ばら苑及び周辺区域再整備エリア」における施設配置をはじめ、費用面での検討や民間活用手法を導入した際の効果と課題、官民のリスク分担等について比較検討を進めていく。

Q

生田緑地ばら苑について

施設配置の報告で「ばらの植替え・土壌の入替えが必要」であることが明らかになった。ばら苑は、公園緑地協会に加え、市内外在住の約170人のボランティアにより手入れされており、歴史的にも多くの方々によって支えられてきた。今回の基本計画(案)では、再整備エリア内の配置は、令和7年度管理運営計画策定時に決定することだが、ばら苑の整備内容等については、ボランティアや市民意見を反映した検討とすべきと考えるが。

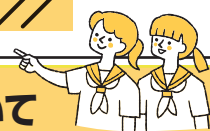
A

開苑から66年が経過しているため、修景施設等の老朽化に加え、老木化したばらの感染症等により大規模な土壌改良が必要となっている。これまで、ばら苑を管理している公園緑地協会やボランティアをはじめ、附属機関等からの意見聴取のほか、ガーデンデザイナーや民間事業者等へのヒアリング等を行ってきた。今後についても、幅広い方々からの意見聴取を実施するほか、民間事業者へサウンディング調査等により民間活用手法を検討し、令和7年度末の策定に向けて取組を進めていく。



Q

教員の未充足解消について



我が会派は、今年4月時点での未充足が昨年より倍増したことを指摘し、対策を求めてきた。10月1日時点の未充足は178人に拡大し深刻な状況であり、早急な対策が必要である。全国的に教員人材が不足するなか、本市の取組が不十分と指摘しさらなる取組を提案してきた。現状の取組で、令和7年度当初の未充足が解消されるのか伺う。

A

現時点においては、児童生徒数や学級数の変動、退職者や60歳を超える教員の動向など、様々な不確定要素があるが、年度末にかけて臨時的任用教員等の登録会の拡大に取り組むなど、教員の未充足の縮減に向けて、引き続き、人材の確保に努めていく。

Q

不登校対策の充実に向けた指針についてです

令和6年7月に指針が策定され、不登校対策が総合的に進められており、「学校における教育相談力の強化」では、支援教育コーディネーターが中心となり、「チーム学校」として支援を計画的に実施するとしている。しかし、年度当初から教員の未充足により影響が生じているが、専任化の状況及び対応を伺う。

A

支援教育コーディネーターの専任化は、全小中学校で実施しているが、令和6年10月1日時点では、教員不足により支援教育コーディネーターが学級担任となっている学校は10校となっている。これらの学校では、支援教育コーディネーターの業務を複数の教員で分担するほか、一部の授業を他の教員が担当など、校内で工夫、協力しながら対応している。



12月17日
一般質問にて発言

しまだ和明の一般質問から

Q 準用河川五反田川の環境対策について

11月8日に川が黄土色になる現象が起り、環境局の調査によりJR東日本の貨物線の地下トンネルの排水溝から流出していることが判明した。JR東日本は、その日のうちに排水溝をホースで下水管に接続し、環境局の指導に従い調査と原因究明を行うとしたが、その後の対応について伺う。

A 今回、貯水槽の定期清掃を行うにあたり湧水を下水道に流す作業を行っていたところ、貯水槽の堆積物が誤って川に流れた可能性があるとして説明を受けている。今後、報告書の内容を確認したうえで再発防止策を講じるよう指導していく。また、白濁の原因究明に向けて、排水や河川の水質調査などを継続していく。



Q 生田多目的広場の利用促進について

「フロントاون生田」の「多目的広場」は、地域の方々が日常的に地域のスポーツ活動やイベントをはじめ、多用途に利用することができるグラウンドです。朝の8時から3時間ずつ時間帯の枠が設定されているが、一方で時計が設置されていないため、地元住民からは活動しながらも時間の確認ができるよう、見やすい位置に時計の設置を要望する声がある。具体的な対応を伺う。

A 多目的広場の時計については、これまでも広場の利用者から設置の要望があり、利用者の利便性向上の観点から、令和7年度の早い時期に設置していく。



Q ニヶ領本川の親水エリアの整備について

橋本橋から台和橋の約700mの区間は、昭和63年に国の「ふるさとの川モデル事業」河川の指定を受け、治水対策としての河川改修事業と併せた親水整備が行われた。遊歩道や藤棚公園等が整備され地域住民に親しまれているが、現在、遊歩道の多くの箇所において、歩道の陥没や砂利の流出が見られる。今後の対応について伺う。

A 今後については、緊急的に補修が必要な箇所を今年度の河川維持工事の中で実施し、その他の洗掘された箇所なども、来年度以降に順次対応していく。補修方法も今回洗掘された原因などを踏まえたうえで、適切な補強工法等を検討していく。



Q 自転車等のルール・マナー啓発について

「自転車運転者講習制度」は、3年以内に2回以上「危険行為」を繰り返した者に対し公安委員会が講習の受講を命じ、受講しなかった場合には、5万円以下の罰金が科せられるものである。この「危険行為」の中には、信号無視や通行区分違反、歩行者用道路での歩行者妨害、一時停止違反等が含まれている。一方で、運転者が13歳未満又は70歳以上、または身体の障害を有する者である場合は、歩道が通行可能などの例外もある。市民が「改正道路交通法」を正しく理解し、知らぬ間に「危険行為」を繰り返すことの無いように、説明会や講習会等の実施が必要と考える。

A 11月1日に施行された改正道路交通法で、自転車の運転による危険行為に「スマホ等ながら運転」と「酒気帯び運転」が追加されたため、本市では、市ホームページやチラシの配布、キャンペーン等を通じて市民に周知を図っている。市民が悲惨な事故の当事者とならないように、周知啓発活動等を今後も継続的に重要と考えており、県警察や関係団体と連携し取り組んでいく。



Q 水辺の愛護活動の取組について

ニヶ領本川の親水エリアでは、貴重な生き物や草花が楽しめる一方で、食べかすやペットボトル、たばこの吸い殻などのゴミのポイ捨ても多く、さらに雑草などが生い茂っていることからゴミが捨てやすい環境となり悪循環が続いている。そのため毎日のように地域住民がボランティア活動として川の巡視とゴミ拾いを行っている。行政と住民がより一層連携して水辺における愛護活動の取組を進めることが必要と考えるが、多摩区長に見解と対応を伺う。

A 多摩区では、歴史的な資源であるニヶ領用水の魅力を高め、緑豊かな水辺の空間づくりに寄与するため、ニヶ領本川沿いの町内会・自治会等を中心とした地域住民主体の環境愛護活動を支援している。引き続き、連携を図りながら、地域の実情に合わせた取組を進めていく。

Q 部活動の地域移行について

11月に熊本市教委が、市内の中学校で校内での部活動を新たな仕組みで継続する改革案を発表した。本市においても、希望する教職員が学校や職場を離れて指導が可能となる条件整備や、見合った報酬が得られる制度づくりが有効であると考えるが、見解を伺う。

A 熊本市の取組については、教員の部活動指導の新たな関わり方として、その動向を注視しており本市における部活動の在り方検討の参考にしたいと考えている。



市政についてのご意見・ご要望をお気軽にご連絡ください

